

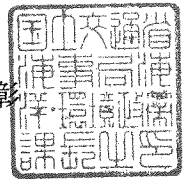
国海環第 135 号

平成 31 年 3 月 29 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長

石原 彰



「海洋汚染等防止法検査心得」の一部改正について

標記について、「海洋汚染等防止法検査心得」の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、ご了知頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。



EGC 装置の検査の方法等に係る通達の改正について

1 背景

- ・ MARPOL 条約附属書 VI 第 14 規則では、燃料油に含まれる硫黄分が規制されている。同規則に適合するための措置として、低硫黄燃料を使用するほか、MARPOL 条約附属書 VI 第 4 規則（同等物規定）により、EGC 装置（硫黄酸化物放出低減装置）を使用することによる基準適合が認められている。
- ・ EGC 装置の技術基準は IMO が策定したガイドライン（2015 Guidelines for Exhaust Gas Cleaning System (MEPC. 259 (68))）に規定されており、同ガイドラインに基づく技術基準については、平成 30 年 1 月 10 日付け国海環第 126 号「海洋汚染等防止法検査心得等の一部改正について」等により、関連の通達の整備を行っている。
- ・ 今般、同通達を運用するにあたり明確化が必要となった事項について、海洋汚染防止法検査心得等の改正を行う。

2 概要

(1) 「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書 検査の方法」の改正

① EGC 装置及び関連機器に適用される船舶安全法関連規則の明確化

- ・ EGC 装置の技術基準に関する IMO ガイドラインでは、EGC 装置の認証手順や検査方法は定められているが、ポンプ等の関連機器についての基準等は定められていない。
- ・ 一方、船舶安全法では、船舶の機関や電気設備について、材料や構造をはじめとする各種の安全要件を定めている。これらの要件のうち船舶や船員の安全確保に関する最低限の要件、例えば船舶機関規則で定める機関の一般要件（材料、構造、動揺状態での作動等）や補機及び管装置の通則（独立した配管設置、管の保護、過圧の防止等）については、EGC 装置及び構成機器に関しても適用される性質のものである。
- ・ このため、「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書 検査の方法」を改正し、船舶安全法に基づく上記の要件が EGC 装置及び関連する機器についても適用されることを明確化する。

② EGC 装置の検査方法の明確化等

- ・ 船外に排出される洗浄水に係る基準や監視に係る要件については「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書 検査の方法 附属書〔7〕硫黄酸化物放出低減装置の検査要領別紙 EGC 装置に係る技術基準」において定めている。
- ・ 他方、上記規定では、洗浄水の規制のうち硝酸塩の濃度に関する記録等の方法が明

記されていないことから、今般当該方法を明確化する。

- ・ その他一部表現を明確化する。

(2) 「海洋汚染等防止法検査心得」の改正

設置された EGC 装置の試運転における基準適合燃料油以外の燃料油の使用承認

- ・ 法令上、法定検査により技術基準への適合性が確認される前の EGC 装置については基準適合燃料油以外の燃料油を使用することができないため、2020 年以降に硫黄分濃度が 0.5% を超える燃料油を使用して EGC 装置の試運転を行う際には、試験、研究又は調査のための使用として基準適合燃料油以外の燃料油の使用承認を受ける必要がある。
- ・ 今般、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則関係検査心得附属書〔2〕に規定されている硫黄酸化物の放出による大気汚染の防止に関する試験等のための船舶における燃料油の使用に係る承認手続きに関し、設置された EGC 装置の試運転のための使用の場合の承認手続きを規定する。(詳細は別紙 1)

(3) 「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査関係事務取扱要領」の改正

① 海洋汚染等防止証書の条件欄の記載

- ・ EGC 装置を設置した船舶にあっては、海洋汚染等防止証書の条件欄に、基準適合燃料油以外の燃料油の使用中は EGC 装置を使用することとする旨を記載することとする。

② 承認証の条件欄の記載

- ・ 上記(2)に関連し、設置された EGC 装置の試運転のための基準適合燃料油以外の燃料油の使用の場合に交付する承認証の条件欄の記載方法を追加する

③ EGC 装置を設置した船舶に係る報告

- ・ EGC 装置の使用など、主管庁が船舶に対し MARPOL 条約附属書 VI 第 4 規則の同等物規定による基準適合を認めた場合には、同規則により、当該主管庁から国際海事機関へ報告を行うことが義務付けられている。
- ・ 日本船舶に係る上記報告は、本省で取りまとめたうえ国際海事機関に対して行う必要がある(船級船の場合を含む。)ため、EGC 装置の設置に係る検査が行われた時の地方局から本省に対する報告手続きを設ける。(詳細は別紙 2)

以上

設置した EGC 装置の試運転における非適合油の使用承認について

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「法」という。）第 19 条の 21 第 2 項の規定により、技術上の基準に適合する硫黄酸化物放出低減装置（以下「EGC 装置」という。）を使用するときは、同条第 1 項の基準適合燃料油以外の燃料油（以下「非適合油」という。）の使用が認められる。

一方で、EGC 装置の設置に関する法定検査において当該装置が技術上の基準に適合することを確認するには海上試運転が必要となるところ、検査合格前の EGC 装置にあつては技術上の基準に適合することが確認されていないことから、法第 19 条の 21 第 2 項の規定による非適合油の使用は認められないこととなる。

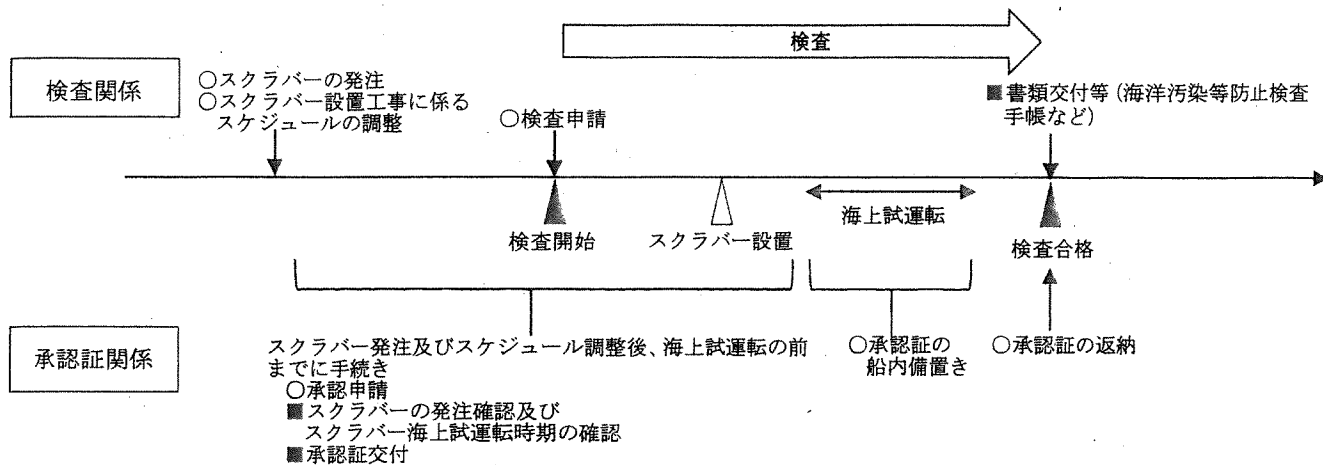
よって、検査合格前の EGC 装置を使用した海上試運転において非適合油を使用する場合には、法第 19 条の 21 第 5 項に規定される「硫黄酸化物の放出による大気汚染の防止に関する試験、研究又は調査のためにする船舶における燃料油の使用であつて、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けてするもの」として、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第 12 条の 17 の 6 の 3 の申請による承認により、非適合油の使用を認める手続きが必要となる。

当該手続きの詳細については「海洋汚染等防止法検査心得（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則関係検査心得附属書〔2〕）」へ規定されているが、現行の取扱いは技術開発に係る試験等の場合の取扱いを主体としたものとなっており、EGC 装置の設置に関する法定検査のための試運転の場合の取扱いにはそぐわないことから、今般、以下の取扱いを規定するため当該通達の改正を行う。

EGC 装置の設置に関する法定検査のために非適合油を使用した試運転を行う場合の手続き

- ▶ EGC 装置の設置に関する法定検査のために非適合油を使用した試運転を予定している船舶所有者又は造船所は、検査を予定している受検地の管海官庁に対し、施行規則第 12 条の 17 の 6 の 3 の申請を行う。添付書類として、少なくとも EGC 装置の名称、型式、数量、製造番号及び発注を受付けた日を記した書類（受注確認書等）と当該装置の設置検査に係るスケジュールを示す書類を提出する。
- ▶ 上記申請の提出を受けた管海官庁は、上記添付書類によって、EGC 装置の製造者により当該装置の発注が受けられていること、及び、船舶が EGC 装置の設置に係る海上試運転を予定している時期について確認の上、施行規則第 17 条の 6 の 4 により申請者へ承認証を交付する。
- ▶ EGC 装置の設置に関する法定検査のために非適合油を使用した海上試運転を行う間、申請者は当該試運転を行う船舶に承認証を備え置く。
- ▶ 海上試運転が完了し検査に合格したときは、申請者は、管海官庁が海洋汚染等防止検査手帳などの書類を交付又は返付するときまでに承認証を返納する。

スクラバー設置に係る検査と承認証の交付等の基本的な流れ (イメージ)



EGC 装置を設置した船舶に係る国際海事機関（IMO）への報告

技術基準に適合する EGC 装置の設置により基準適合燃料油以外の燃料油の使用を認めた場合など、主管庁が船舶に対し MARPOL 条約附属書 VI 第 4 規則の同等物規定による基準適合を認めた場合には、同規則により、当該主管庁から国際海事機関（IMO）へ報告を行うことが義務付けられていることから、EGC 装置の設置検査が行われた場合には以下の流れにより対応する。

報告に係る手続き

- ① （JG 船の場合）
 - ・船舶所有者は管海官庁へ EGC 装置の設置検査に係る検査申請を提出
- ①' （船級船の場合）
 - ・船舶所有者は管海官庁へ証書交付申請を提出
 - ・船級協会は管海官庁へ検査レポート及び鑑定書を提出
- ②
 - ・検査完了後、管海官庁は本省へ EGC 装置を搭載した船舶と当該装置の情報を電子メールで連絡
 - ・船級船にあっては上記連絡に併せ、管海官庁は本省へ船級協会から提出された鑑定書（EGC 装置の検査に係るもの）の写しを電子メールで送付
- ③
 - ・本省は管海官庁へ IMO の報告に係る番号を通知
- ④
 - ・国際大気汚染防止（IAPP）証書を交付する場合にあっては、管海官庁は③で本省から通知された番号を IAPP 証書の追補 2.6 へ記載の上、申請者へ交付
- ⑤
 - ・本省は EGC 装置を搭載した船舶と当該装置の情報を IMO データベース（GISIS）へアップロード

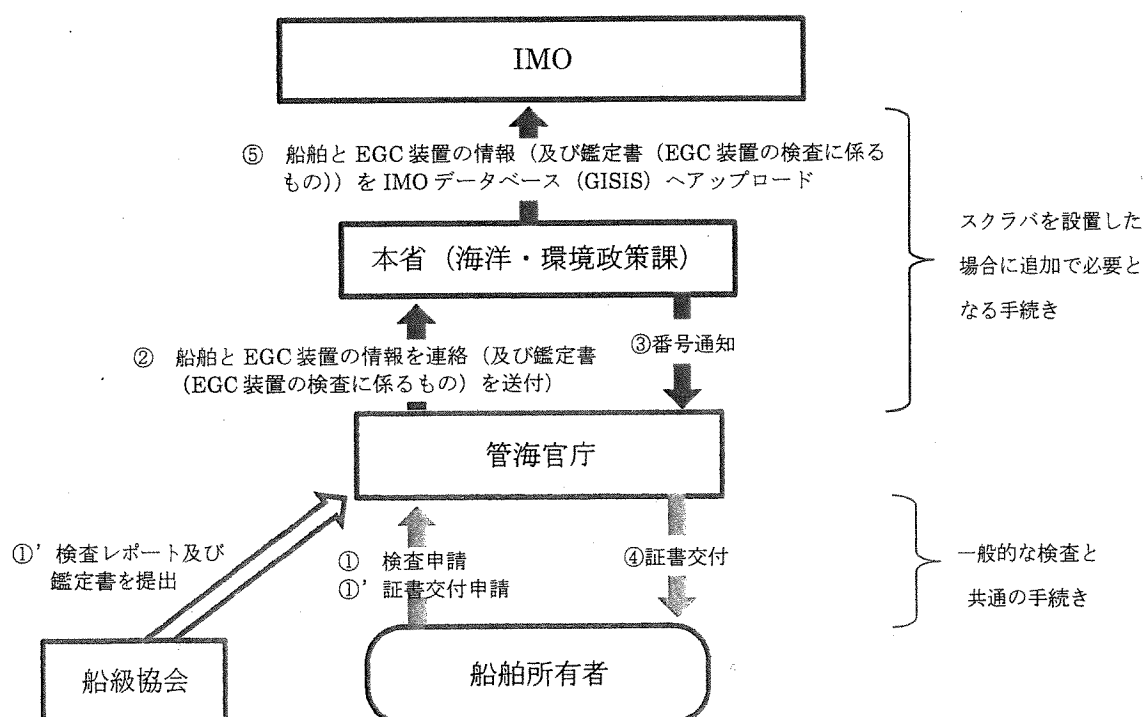


図. 報告に係る手続きのフロー